

27－（１） 私立学校振興助成法

発令　　：昭和50年7月11日法律第61号

最終改正：令和5年5月8日号外法律第21号

改正内容：令和5年5月8日号外法律第21号[令和7年4月1日]

○私立学校振興助成法

〔昭和五十年七月十一日法律第六十一号〕

〔総理・大蔵・文部・自治大臣署名〕

私立学校振興助成法をここに公布する。

私立学校振興助成法

（目的）

第一条 この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。

2 この法律において「学校法人」とは、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。

3 この法律において「私立学校」とは、私立学校法第二条第三項に規定する学校をいう。

4 この法律において「所轄庁」とは、私立学校法第四条に規定する所轄庁をいう。

（学校法人の責務）

第三条 学校法人は、この法律の目的にかんがみ、自主的にその財政基盤の強化を図り、その設置する学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の適正化を図るとともに、当該学校の教育水準の向上に努めなければならない。

（私立大学及び私立高等専門学校の経常的経費についての補助）

第四条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その二分の一以内を補助することができる。

2 前項の規定により補助することができる経常的経費の範囲、算定方法その他必要な事項は、政令で定める。

（補助金の減額等）

第五条 国は、学校法人又は学校法人の設置する大学若しくは高等専門学校が次の各号の一に該当する場合には、その状況に応じ、前条第一項の規定により当該学校法人に交付する補助金を減額して交付することができる。

一 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反している場合

二 学則に定めた収容定員を超える数の学生を在学させている場合

三 在学している学生の数が学則に定めた収容定員に満たない場合

四 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でない場合

五 その他教育条件又は管理運営が適正を欠く場合

第六条 国は、学校法人又は学校法人の設置する大学若しくは高等専門学校が前条各号の一に該当する場合において、その状況が著しく、補助の目的を有効に達成することができないと認めるときは、第四条第一項の規定による補助金を交付しないことができる。学校法人の設置する大学又は高等専門学校に、設置後学校教育法に定める修業年限に相当する年数を経過していない学部又は学科（短期大学及び高等専門学校

の学科に限る。)がある場合においては、当該学部又は学科に係る当該補助金についても、同様とする。

(補助金の増額)

第七条 国は、私立大学における学術の振興及び私立大学又は私立高等専門学校における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため特に必要があると認めるときは、学校法人に対し、第四条第一項の規定により当該学校法人に交付する補助金を増額して交付することができる。

(学校法人が行う学資の貸与の事業についての助成)

第八条 国又は地方公共団体は、学校法人に対し、当該学校法人がその設置する学校の学生又は生徒を対象として行う学資の貸与の事業について、資金の貸付けその他必要な援助をすることができる。

(学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助)

第九条 都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

(その他の助成)

第十条 国又は地方公共団体は、学校法人に対し、第四条、第八条及び前条に規定するもののほか、補助金を支出し、又は通常の条件よりも有利な条件で、貸付金をし、その他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条及び第二百三十七条から第二百三十八条の五までの規定の適用を妨げない。

(間接補助)

第十一条 国は、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の定めるところにより、この法律の規定による助成で補助金の支出又は貸付金に係るものを日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができる。

(所轄庁の権限)

第十二条 所轄庁は、この法律の規定により助成を受ける学校法人に対して、次の各号に掲げる権限を有する。

- 一 助成に関し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。
- 二 当該学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。
- 三 当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不適當であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。
- 四 当該学校法人の役員又は評議員が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員又は評議員の解職をすべき旨を勧告すること。

(意見の聴取等)

第十二条の二 所轄庁は、前条第二号の規定による是正命令をしようとするときは、私立学校審議会又は学校教育法第九十五条に規定する審議会等（以下「私立学校審議会等」という。）の意見を聴かなければならない。

- 2 所轄庁は、前条第二号の規定による是正命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機会の付与に代えて私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めることができる旨並びに当該弁明のために出席すべき私立学校審議会等の日時及び場所並びに第四項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。
- 3 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わつて弁明の機会を付与しなければならない。
- 4 前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会等に出席してするものとする。
- 5 行政手続法第二十九条第二項及び第三十一条（同法第十六条の準用に係る部分に限る。）の規定は、第

三項の規定により私立学校審議会等が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第三十一条において準用する同法第十六条第四項中「行政庁」とあるのは、「私立学校振興助成法第十二条の二第一項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。

6 第三項の規定により私立学校審議会等が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

7 前条第二号の規定による是正命令については、審査請求をすることができない。

第十三条 所轄庁は、第十二条第三号又は第四号の規定による措置をしようとするときは、当該学校法人又は解職しようとする役員若しくは評議員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

2 行政手続法第三章第三節の規定及び前条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。

（所轄庁への書類の提出等）

第十四条 第四条第一項又は第九条に規定する補助金の交付を受ける学校法人（以下この条において「助成対象学校法人」という。）は、収支予算書を作成しなければならない。

2 助成対象学校法人（会計監査人設置学校法人等（私立学校法第八十二条第三項に規定する会計監査人設置学校法人及び同法第四百三条に規定する大臣所轄学校法人等をいう。第四項において同じ。）を除く。）は、計算書類（同法百三条第二項に規定する計算書類をいう。第四項において同じ。）及びその附属明細書について、所轄庁の定めるところにより、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。次項において同じ。）又は監査法人の監査を受けなければならない。ただし、補助金の額が少額である場合において所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

3 前項の公認会計士又は監査法人は、同項本文の規定により監査を行つたときは、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

4 助成対象学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、その終了した会計年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに当該会計年度の翌会計年度の収支予算書に前項の監査報告（会計監査人設置学校法人等にあつては、私立学校法第八十六条第二項の会計監査報告）を添付して、所轄庁に提出しなければならない。ただし、第二項ただし書に規定する場合には、監査報告の添付を要しない。

（税制上の優遇措置）

第十五条 国又は地方公共団体は、私立学校教育の振興に資するため、学校法人が一般からの寄附金を募集することを容易にするための措置等必要な税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（準学校法人への準用）

第十六条 第三条、第十条及び第十二条から第十三条までの規定は、私立学校法第一百五十二条第五項の法人に準用する。

（事務の区分）

第十七条 第十二条（前条において準用する場合を含む。）、第十二条の二第一項（前条において準用する場合を含む。）及び第二項（第十三条第二項及び前条において準用する場合を含む。）、第十三条第一項（前条において準用する場合を含む。）並びに第十四条第二項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

（学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等に対する措置）

第二条 第三条、第九条、第十条及び第十二条から第十五条までの規定中学校法人には、当分の間、学校法人以外の私立の幼稚園の設置者（学校教育法附則第六条の規定により私立の幼稚園を設置する者をいう。次項において同じ。）及び学校法人等以外の幼保連携型認定こども園の設置者（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第三条第二項に規定するみなし幼保連

携型認定こども園を設置する者（学校法人及び社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）を除く。）及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者をいう。次項において同じ。）を含むものとする。

- 2 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者及び学校法人等以外の幼保連携型認定こども園の設置者（以下この条において「学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等」という。）に係る第十二条から第十四条までの規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条各号列記以外の部分	所轄庁	都道府県知事
第十二条第一号	その業務	当該幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園の経営に関する業務
	学校法人の関係者	幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園の経営に係りのある者
	質問させ	当該幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園の経営に関し質問させ
	その帳簿	当該幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園の経営に関する帳簿
第十二条第三号	予算が	当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園の経営に関する予算が
第十二条第四号	当該学校法人の役員又は評議員	当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園の経営を担当する者（当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する者が法人である場合にあっては当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園の経営を担当する当該法人の役員をいい、当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する者が法人以外の者である場合にあっては当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する者をいう。）
	、法令	又は法令
	所轄庁	都道府県知事
	処分又は寄附行為	当該幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園についての処分
	当該役員又は評議員の解職をすべき旨	当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園の経営を担当する者の担当を解くべき旨（当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する者が法人以外の者である場合にあっては、当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園の経営に関する人事の是正のため必要な措置をとるべき旨）
第十二条の二第一項から第三項まで（第十三条第二項において準用する場合を含む。）	所轄庁	都道府県知事
第十三条第一項	所轄庁	都道府県知事
	当該学校法人	当該幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園を設置する者（当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する者が法人である場合にあっては、当該法人の代表者）
	解職しようとする役員若しくは評議員	担当を解こうとする者

第十四条第一項	収支予算書	附則第二条第三項の規定による特別の会計について、文部科学省令で定めるところにより、貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの附属明細書並びに収支予算書
第十四条第二項	計算書類（同法第一百三条第二項に規定する計算書類をいう。第四項において同じ。）及びその	貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの
	所轄庁	都道府県知事
第十四条第四項	計算書類及びその	貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの
	所轄庁	都道府県知事

3 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る幼稚園又は幼保連携型認定こども園の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第九十八条の規定を準用する。

4 前項の規定による特別の会計の経理に当たっては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支出に充ててはならない。

5 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により補助金の交付を受けるものは、当該交付を受けることとなつた年度の翌年度の四月一日から起算して五年以内に、当該補助金に係る幼稚園又は幼保連携型認定こども園が学校法人によつて設置されるように措置しなければならない。

6 第二項の規定により読み替えて適用される第十二条、第十二条の二第一項、同条第二項（第十三条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項並びに第十四条第二項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人に対する措置）

第二条の二 第三条、第九条、第十条及び第十二条から第十五条までの規定中学校法人には、当分の間、幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人を含むものとする。

2 前項の社会福祉法人に係る第十二条から第十四条までの規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条各号列記以外の部分	所轄庁	都道府県知事
第十二条第一号	その業務	当該幼保連携型認定こども園の経営に関する業務
	学校法人の関係者	幼保連携型認定こども園の経営に関係のある者
	質問させ	当該幼保連携型認定こども園の経営に関し質問させ
	その帳簿	当該幼保連携型認定こども園の経営に関する帳簿
第十二条第三号	予算が	当該幼保連携型認定こども園の経営に関する予算が
第十二条第四号	当該学校法人の役員又は評議員	当該幼保連携型認定こども園の経営を担当する当該社会福祉法人の役員
	、法令	又は法令
	所轄庁	都道府県知事
	処分又は寄附行為	当該幼保連携型認定こども園についての処分

	当該役員又は評議員の解職をすべき旨	当該幼保連携型認定こども園の経営を担当する役員の担当を解くべき旨
第十二条の二第一項から第三項まで (第十三条第二項において準用する場合を含む。)	所轄庁	都道府県知事
第十三条第一項	所轄庁	都道府県知事
	当該学校法人	当該幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の代表者
	解職しようとする役員若しくは評議員	担当を解こうとする役員
第十四条第一項	収支予算書	附則第二条の二第三項の規定による特別の会計について、文部科学省令で定めるところにより、貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの附属明細書並びに収支予算書
第十四条第二項	計算書類(同法第百三条第二項に規定する計算書類をいう。第四項において同じ。)及びその	貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの
	所轄庁	都道府県知事
第十四条第四項	計算書類及びその	貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの
	所轄庁	都道府県知事

3 幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る幼保連携型認定こども園の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第九十八条の規定を準用する。

4 前項の規定による特別の会計の経理に当たっては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支出に充ててはならない。

5 第二項の規定により読み替えて適用される第十二条、第十二条の二第一項、同条第二項(第十三条第二項において準用する場合を含む。)、第十三条第一項並びに第十四条第二項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(国の無利子貸付け等)

第三条 国は、当分の間、学校法人に対し、その設置する学校の施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により学校法人に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である学校の施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 学校法人が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(私立学校法の一部改正)

第四条 私立学校法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（私立学校法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この法律の施行の際学校法人の設置する高等学校に現に置かれている学科及び学校法人の設置する大学に現に置かれている学部の学科の名称又は種類については、当該学校法人は、できる限り速やかに、寄附行為をもつて定めなければならない。この場合においては、寄附行為の変更につき、所轄庁の認可を受けることを要しない。

第六条 この法律の施行前に附則第三条の規定による改正前の私立学校法（以下この条及び次条において「旧法」という。）附則第十七項の規定に基づき旧法第五十九条第一項の規定により補助金の交付を受けた者については、附則第二条第五項中「第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定」とあるのは「附則第三条の規定による改正前の私立学校法附則第十七項の規定に基づきその改正前の同法第五十九条第一項の規定」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第七条 この法律の施行前に旧法第五十九条の規定（旧法附則第十七項の規定に基づく旧法第五十九条の規定を含む。）によりした助成に関しては、前条に規定するものを除き、なお従前の例による。

（産業教育振興法の一部改正）

第八条 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（理科教育振興法の一部改正）

第九条 理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正）

第十条 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律の一部改正）

第十一条 私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律（昭和三十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（スポーツ振興法の一部改正）

第十二条 スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第十三条 激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五百十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（産業教育振興法等の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に、附則第七条の規定による改正前の産業教育振興法第十九条の規定、附則第八条の規定による改正前の理科教育振興法第九条の規定、附則第九条の規定による改正前の高等学校の定時制教育及び通信教育振興法第九条の規定、附則第十条の規定による改正前の私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律第二条の規定、附則第十一条の規定による改正前のスポーツ振興法第二十条の規定又は前条の規定による改正前の激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十七条の規定により、学校法人又は学校法人以外の私立の学校の設置者に対してした補助に関しては、なお従前の例による。

（日本私学振興財団法の一部改正）

第十五条 日本私学振興財団法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔昭和五三年五月二三日法律第五五号抄〕

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和五十七年八月三十一日法律第八六号〕

この法律は、公布の日から施行し、改正後の附則第二条第六項の規定は、昭和五十七年三月三十一日から適用する。

附 則〔昭和六二年九月一〇日法律第八八号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔平成五年一月一二日法律第八九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日〔平成六年一〇月一日〕から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(私立学校振興助成法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第八十三条の規定の施行前に、同条の規定による改正前の私立学校振興助成法第十三条第一項の規定による通知がされた場合においては、当該通知に係る収容定員を超える入学又は入園に関しては是正を命ずる措置の手続に関しては、第八十三条の規定による改正後の同法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成九年五月九日法律第四八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。〔後略〕

(罰則に関する経過措置)

第七十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一〇年六月一二日法律第一〇一号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一一年七月一六日法律第八七号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

二～六 〔略〕

(国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他

公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法

令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第千三百四十四条の規定 公布の日

二 〔略〕

附 則〔平成一四年二月八日法律第一号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一八年六月二一日法律第八〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則〔平成一九年六月二七日法律第九六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔後略〕

〔平成一九年一二月政令三六二号により、平成一九・一二・二六から施行〕

〔平成二四年八月二二日法律第六七号抄〕

(政令への委任)

第七十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二四年八月二二日法律第六七号〕

沿革

平成二五年一二月一三日号外法律第一一二号〔持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律附則三条による改正〕

この法律は、子ども・子育て支援法〔平成二四年八月法律第六五号〕の施行の日〔平成二七年四月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

二～五 〔略〕

附 則〔平成二五年一二月一三日法律第一一二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二六年六月一三日法律第六九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日〔平成二八年四月一日〕から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成二七年六月二四日法律第四六号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔令和元年五月二四日法律第一一号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔令和五年五月八日法律第二一号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。〔後略〕

（私立学校振興助成法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 前条の規定による改正後の私立学校振興助成法第十四条（同法附則第二条第二項及び第二条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る同法第十四条第一項の補助金の交付を受ける学校法人（同法附則第二条第二項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び同法附則第二条の二第一項の社会福祉法人を含む。）について適用し、施行日前に開始した会計年度に係る前条の規定による改正前の私立学校振興助成法第十四条第一項の補助金の交付を受けた学校法人（同法附則第二条第二項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び同法附則第二条の二第一項の社会福祉法人を含む。）の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類、収支予算書及び監査報告書の作成及び届出については、なお従前の例による。

27－(2) 私立学校振興助成法施行令

発令 昭 和 51 年 11 月 9 日 政 令 第 289 号

最終改正：平成 29 年 9 月 1 日 政 令 第 232 号

改正内容：平成 29 年 9 月 1 日 政 令 第 232 号〔平成 31 年 4 月 1 日〕

○私立学校振興助成法施行令

〔昭和五十一年十一月九日政令第二百八十九号〕

〔大蔵・文部大臣署名〕

私立学校振興助成法施行令をここに公布する。

私立学校振興助成法施行令

内閣は、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第四条第二項及び第九条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（法第四条第二項の経常的経費の範囲）

第一条 私立学校振興助成法（以下「法」という。）第四条第二項の政令で定める経常的経費の範囲は、次に掲げる経費とする。

- 一 専任教員等（私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の専任の学長、校長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師及び助手として文部科学大臣が定める者をいう。以下同じ。）の給与に要する経費
- 二 専任職員（専任教員等以外の私立大学等の職員のうち、専任の職員として文部科学大臣が定める者をいう。以下同じ。）の給与に要する経費
- 三 非常勤教員（私立大学等の専任でない教授、准教授及び講師として文部科学大臣が定める者をいう。以下同じ。）の給与に要する経費
- 四 専任教員等、専任職員及び非常勤教員についての労働者災害補償保険の保険給付に係る保険料として負担する経費
- 五 専任教員等、専任職員及び非常勤教員についての雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第三条に規定する雇用保険事業に係る保険料として負担する経費
- 六 専任教員等及び専任職員についての私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による退職等年金給付に係る掛金及び厚生年金保険の保険給付に係る保険料として負担する経費
- 七 学生の教育又は専任教員等が行う研究に直接必要な機械器具若しくは備品、図書又は消耗品の購入費、光熱水料その他の経費で文部科学大臣が定めるもの
- 八 学生の厚生補導に直接必要な備品、図書又は消耗品の購入費、光熱水料、謝金、旅費その他の経費で文部科学大臣が定めるもの
- 九 専任教員等の研究のための内国旅行に要する旅費
- 十 専任教員等、専任職員及び私立大学等を設置する学校法人の専任の役員として文部科学大臣が定める者の研究のための外国旅行（文部科学大臣が指定したものに限る。）に要する旅費
- 十一 前各号に掲げるもののほか、文部科学大臣が指定する教育又は研究に直接必要な謝金その他の文部科学大臣が定める経費

2 前項第一号から第三号までの給与の範囲並びに同項第九号及び第十号の旅費の種類は、文部科学大臣が定める。

（法第四条第二項の経常的経費の算定方法）

第二条 法第四条第一項の経常的経費は、各私立大学等について、前条第一項各号に掲げる経費ごとに、当該私立大学等を設置する学校法人が支出した金額を限度とし、次に定めるところにより算定するものとする。

- 一 前条第一項第一号に掲げる経費については、専任教員等一人当たりの年間標準給与費の額（給与に要する経費に係る補助金の額の算定の基礎となる額として文部科学大臣が定める額をいう。次号において

同じ。)を文部科学大臣の定めるところにより当該私立大学等の専任教員等一人当たりの年間平均給与費の額に応じて補正して得た金額に、当該専任教員等の数を乗じて算定する。

二 前条第一項第二号に掲げる経費については、専任職員一人当たりの年間標準給与費の額を文部科学大臣の定めるところにより当該私立大学等の専任職員一人当たりの年間平均給与費の額に応じて補正して得た金額に、当該専任職員の数を乗じて算定する。

三 前条第一項第七号に掲げる経費については、当該経費に係る補助金の額の算定の基礎となる額として文部科学大臣が定める専任教員等一人当たりの金額及び学生一人当たりの金額に、それぞれ当該私立大学等の専任教員等の数及び学則で定めた収容定員（在学している学生数が当該収容定員に満たない場合には、在学している学生数とする。）を乗じて得た金額を合計して算定する。

四 前条第一項第三号から第六号まで及び第八号から第十一号までに掲げる経費については、当該各号に掲げる経費ごとにそれぞれ文部科学大臣の定めるところにより算定する。

2 前項第一号及び第三号の専任教員等の数、同項第二号の専任職員の数並びに同項第三号の学生の数の算定については、文部科学大臣の定めるところによるものとする。

(法第四条第一項の補助金の額)

第三条 法第四条第一項の規定により行う補助の金額は、次に掲げる金額を合計した金額とする。

一 前条第一項第一号の規定により算定した金額に十分の五を乗じて得た金額

二 前条第一項第二号の規定により算定した金額に十分の五を乗じて得た金額

三 前条第一項第三号の規定により算定した金額に十分の五を乗じて得た金額

四 前条第一項第四号の規定により算定した金額の範囲内でそれぞれ文部科学大臣の定めるところにより算定した金額

2 法第五条又は第七条の規定による補助金の額の減額又は増額については、文部科学大臣の定めるところによるものとする。

(法第九条の国の補助)

第四条 法第九条の規定により行う補助の金額は、次に掲げる金額を合計した金額とする。

一 文部科学大臣が定める私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校若しくは幼保連携型認定こども園（以下この項において「小学校等」という。）又は課程（学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条第一項第十一号に規定する広域の通信制の課程を除く。）の区分ごとに、都道府県が行う私立の小学校等の経常的経費に対する補助（次号に定める事由に基づくものを除く。）の金額を当該都道府県の区域内にある私立の小学校等（文部科学大臣が定めるものを除く。）の幼児、児童又は生徒（以下この条において「児童等」という。）の数で除して得た金額に応じ文部科学大臣が定める児童等一人当たりの金額（特別の事情がある都道府県に係る場合にあっては、当該金額を文部科学大臣の定めるところにより補正して得た金額）に当該小学校等の学則で定めた収容定員（在学している児童等の数が当該収容定員に満たない場合には、在学している児童等の数とする。）の合計数を乗じ、その乗じて得た金額を合計した金額

二 都道府県が次の事由に基づいて行う私立の小学校等の経常的経費に対する補助で文部科学大臣が定めるものについて、文部科学大臣の定めるところにより算定した金額

イ 教育指導の改善、海外から帰国した児童又は生徒を入学させることその他の措置であつて社会の変化に対応した教育の改革に資するものとして文部科学大臣が定めるものを講じている私立の小学校等であること。

ロ 障害のある幼児が在学している私立の幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園又は特別支援学級を置く私立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）であること。

ハ 中学校又は義務教育学校を卒業する者の減少が見込まれる地域として文部科学大臣が定める地域内の私立の高等学校であること。

2 前項の児童等の数の算定については、文部科学大臣の定めるところによるものとする。

(財務大臣との協議)

第五条 文部科学大臣は、第一条から前条までの規定による定めをしようとするときは、あらかじめ財務大

臣と協議するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行し、昭和五十一年度の国庫補助金から適用する。
(国の貸付金の償還期間等)
- 2 法附則第三条第二項の政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。
- 3 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第三条第一項の規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。
- 4 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。
- 5 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。
- 6 法附則第三条第五項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

附 則〔昭和五二年十一月二九日政令第三一二号〕

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第一条から第三条までの規定は、昭和五十二年度の国庫補助金から適用する。

附 則〔昭和五四年三月二日政令第二八号〕

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第三条第一項第二号及び第四条第一項の規定は、昭和五十三年の国庫補助金から適用する。

附 則〔昭和五五年三月四日政令第一四号〕

この政令は、公布の日から施行し、改正後の私立学校振興助成法施行令の規定は、昭和五十四年度の国庫補助金から適用する。

附 則〔昭和五六年二月二四日政令第一六号〕

この政令は、公布の日から施行し、改正後の私立学校振興助成法施行令の規定は、昭和五十五年度の国庫補助金から適用する。

附 則〔平成六年六月二四日政令第一八六号〕

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第四条第一項の規定は、平成六年度の国庫補助金から適用する。

附 則〔平成九年一二月一〇日政令第三五五号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十年一月一日から施行する。

附 則〔平成一〇年一〇月三〇日政令第三五一号抄〕

(施行期日)

- 1 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則〔平成一二年三月三十一日政令第一六四号抄〕

(施行期日)

- 1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則〔平成一二年六月七日政令第三〇八号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一四年二月八日政令第二七号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一五年三月二六日政令第七四号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一八年三月三〇日政令第一〇二号〕

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則〔平成一九年三月二二日政令第五五号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則〔平成一九年三月二八日政令第六九号抄〕

(施行期日)

1 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則〔平成一九年一二月一二日政令第三六三号〕

この政令は、学校教育法等の一部を改正する法律〔平成一九年六月法律第九六号〕の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二三年五月二日政令第一一八号抄〕

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二七年三月三一日政令第一三二号〕

この政令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 則〔平成二七年九月三〇日政令第三四八号抄〕

(施行期日)

1 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則〔平成二七年一二月一六日政令第四二一号〕

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則〔平成二九年九月一日政令第二三二号抄〕

(施行期日)

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

27－(3) 私立学校振興助成法施行規則

発令：令和6年9月30日号外文部科学省令第29号

最終改正：令和6年9月30日号外文部科学省令第29号

改正内容：令和6年9月30日号外文部科学省令第29号[令和7年4月1日]

○私立学校振興助成法施行規則

[令和六年九月三十日号外文部科学省令第二十九号]

私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十四条第三項及び第四項並びに同法附則第二条第二項及び第二条の二第二項の規定により読み替えて適用する同法第十四条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、私立学校振興助成法施行規則を次のように定める。

私立学校振興助成法施行規則

（監査報告の作成）

第一条 私立学校振興助成法（以下「法」という。）第十四条第三項の規定による監査報告の作成については、この条の定めるところによる。

2 法第十四条第二項の監査を行う公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この項及び次条第四号において同じ。）又は監査法人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、公認会計士又は監査法人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一 当該学校法人の理事、監事及び職員

二 その他公認会計士又は監査法人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

（所轄庁への提出書類）

第二条 法第十四条第四項の規定による所轄庁への書類の提出は、次に掲げる書類を添付してしなければならない。

一 事業活動収支内訳表

二 資金収支内訳表

三 人件費支出内訳表

四 人件費支出内訳表が第五条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士又は監査法人の監査報告その他の所轄庁が定める書類

（事業活動収支内訳表の記載方法等）

第三条 前条第一号に掲げる事業活動収支内訳表には、事業活動収支計算書（学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）第十六条第二号イに掲げる事業活動収支計算書をいう。）に記載される事業活動収入及び事業活動支出並びに基本金組入額の決算の額を次に掲げる部門ごとに区分して記載しなければならない。

一 学校法人（次号から第五号までに掲げるものを除く。）

二 各学校（専修学校及び各種学校を含み、次号から第五号までに掲げるものを除く。）

三 研究所

四 各病院

五 農場、演習林その他前二号に掲げる施設の規模に相当する規模を有する各施設

2 事業活動収支内訳表の様式は、第一号様式のとおりとする。

（資金収支内訳表の記載方法等）

第四条 第二条第二号に掲げる資金収支内訳表には、資金収支計算書（学校法人会計基準第十六条第二号ロに掲げる資金収支計算書をいう。次条第一項及び附則第四条第四項において同じ。）に記載される収入及び支出で当該会計年度の諸活動に対応するものの決算の額を前条第一項に掲げる部門ごとに区分して記載しなければならない。

- 2 前条第一項第二号に掲げる部門の記載に当たっては、二以上の学部を置く大学にあつては学部（当該学部の専攻に対応する大学院の研究科、専攻科及び別科を含む。）に、二以上の学科を置く短期大学にあつては学科（当該学科の専攻に対応する専攻科及び別科を含む。）に、二以上の課程を置く高等学校にあつては課程（当該課程に対応する専攻科及び別科を含む。）にそれぞれ細分して記載しなければならない。この場合において、学部の専攻に対応しない大学院の研究科は大学の学部とみなす。
- 3 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学に係る前項の規定の適用については、当該大学に置く大学院の研究科は大学の学部とみなす。
- 4 通信による教育を行う大学に係る第二項の規定の適用については、当該教育を担当する機関は大学の学部又は短期大学の学科とみなす。
- 5 資金収支内訳表の様式は、第二号様式のとおりとする。

（人件費支出内訳表の記載方法等）

第五条 第二条第三号に掲げる人件費支出内訳表には、資金収支計算書に記載される人件費支出の決算の額の内訳を第三条第一項各号に掲げる部門ごとに区分して記載しなければならない。

- 2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による記載について準用する。
- 3 人件費支出内訳表の様式は、第三号様式のとおりとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の規定は、この省令の施行の日以後に開始する会計年度に係る法第十四条第一項（法附則第二条第二項及び第二条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の補助金の交付を受ける学校法人（学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等（法附則第二条第二項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等をいう。以下同じ。）及び法附則第二条の二第一項の社会福祉法人を含む。以下この条において同じ。）について適用し、この省令の施行の日前に開始した会計年度に係る法第十四条第一項の補助金の交付を受けた学校法人の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類、収支予算書及び監査報告書の作成及び届出については、なお従前の例による。

（学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人に対する措置）

第三条 この省令の規定中学校法人には、当分の間、学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び法附則第二条の二第一項の社会福祉法人を含むものとする。

- 2 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び法附則第二条の二第一項の社会福祉法人に係る第一条及び第二条の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条第一項	第十四条第三項	附則第二条第二項又は第二条の二第二項の規定により適用する法第十四条第三項
第一条第二項	第十四条第二項	附則第二条第二項又は第二条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第十四条第二項
第二条	第十四条第四項	附則第二条第二項又は第二条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第十四条第四項
	所轄庁	都道府県知事

（学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の特別の会計に係る書類の作成方法等）

第四条 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等は、法附則第二条第三項の規定による特別の会計について、学校法人会計基準の規定に従い、会計処理を行い、貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの附属明細書並びに収支予算書を作成しなければならない。

- 2 法附則第二条の二第一項の社会福祉法人は、同条第三項の規定による特別の会計について、学校法人会計基準の規定又は一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの附属明細書並びに収支予算書を作成しなければならない。
- 3 前二項の規定の適用がある場合における学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び法附則第二条の二第一項の社会福祉法人に係る学校法人会計基準の規定の適用については、同令の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条第二項	法第一百五十二条第五項の専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を含む。	私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）附則第二条第二項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等であつて同条第三項の規定による特別の会計の経理をするもの及び同法附則第二条の二第一項の社会福祉法人であつて同条第三項の規定による特別の会計の経理をするものを含む。第四項、第五項、第四章及び第六章を除き、
	会計帳簿、計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録	計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書
第六条第一項	法第二百条第一項の規定により学校法人が作成すべき	私立学校振興助成法附則第二条第三項又は第二条の二第三項の規定による特別の会計に係る
第八条第二項	定額法	定額法又は定率法
第十三条第一項第一号	設立当初に取得した	私立学校振興助成法附則第二条第三項又は第二条の二第三項の規定による特別の会計を設けた際に有していた
第十六条及び第四十一条第一項	法第百三条第二項	私立学校振興助成法附則第二条第二項又は第二条の二第二項の規定により読み替えて適用する同法第十四条第一項
第四十八条	都道府県知事を所轄庁とする学校法人（会計監査人を置くものを除く。以下「会計監査人非設置知事所轄学校法人」という。）	学校法人
第四十九条、第五十条、別表第一、別表第二及び別表第三	会計監査人非設置知事所轄学校法人	学校法人

- 4 法附則第二条第二項又は第二条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第十四条第一項の規定が初めて適用される学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び法附則第二条の二第一項の社会福祉法人については、法附則第二条第二項又は第二条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第十四条第一項の規定が初めて適用される会計年度における会計処理（資金収支計算に係るものを除く。）並びに貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書を除く。）並びにこれらの附属明細書並びに事業活動収支内訳表の作成は、なお従前の例によることができる。
- 5 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び法附則第二条の二第一項の社会福祉法人が前項に規定する会計年度の末日に有している資産に係る評価及び減価償却の方法については、第一項又は第二項の規定により適用する学校法人会計基準第七条及び第三項の規定により読み替えて適用する同令第八条第二項の規定によらないことができる。

（文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正）

第五条 文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

第一号様式（第3条関係）

事業活動収支内訳表

年 月 日から

年 月 日まで

（単位 円）

科 目		部 門	学校 法人	(何) 大学	(何) 幼稚園	研究 所	(何) 病院	総額
教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒等納付金						
		授業料						
		入学金						
		実験実習料						
		施設設備資金						
		(何)						
		手数料						
		入学検定料						
		試験料						
		証明手数料						
		(何)						
		寄付金						
		特別寄付金						
		一般寄付金						
		現物寄付						
		経常費等補助金						
		国庫補助金						
		地方公共団体補助金						
		(何)						
		付随事業収入						
		補助活動収入						
		附属事業収入						
		受託事業収入						
		(何)						
	教育活動収入計	雑収入						
		施設設備利用料						
		廃品売却収入						
		(何)						
		教育活動収入計						
		人件費						
教育活動支出		教員人件費						
		職員人件費						
		役員報酬						

事業活動支出の部	退職給与引当金繰入額								
	退職金								
	(何)								
	教育研究経費								
	消耗品費								
	光熱水費								
	旅費交通費								
	奨学費								
	減価償却額								
	(何)								
	管理経費								
	消耗品費								
	光熱水費								
	旅費交通費								
	減価償却額								
	(何)								
	徴収不能額等								
	徴収不能引当金繰入額								
	徴収不能額								
	教育活動支出計								
教育活動収支差額									
教育活動外収支	事業活動収入の部	受取利息・配当金							
		第3号基本金引当特定資産運用収入							
		その他の受取利息・配当金							
		その他の教育活動外収入							
		収益事業収入							
		(何)							
		教育活動外収入計							
	事業活動支出の部	借入金等利息							
		借入金利息							
		学校債利息							
		その他の教育活動外支出							
		(何)							
		教育活動外支出計							
		教育活動外収支差額							
経常収支差額									
	資産売却差額								
	(何)								
	その他の特別収入								

[illegible]

- (注) 1 学校法人が現に有している部門のみを掲げる様式によるものとする。
- 2 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- 3 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
- 4 どの部門の事業活動収入又は事業活動支出であるか明らかでない事業活動収入又は事業活動支出は、教員数又は在籍者数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配付する。

第二号様式（第4条関係）

資金収支内訳表

年 月 日から

年 月 日まで

収入の部

（単位 円）

科 目	部 門	学校 法人	(何)大学				(何) 幼稚園	研究 所	(何) 病院		総額
			(何) 学部			計					
学生生徒等納付金収入											
授業料収入											
入学金収入											
実験実習料収入											
施設設備資金収入											
(何)											
手数料収入											
入学検定料収入											
試験料収入											
証明手数料収入											
(何)											
寄付金収入											
特別寄付金収入											
一般寄付金収入											
補助金収入											
国庫補助金収入											
地方公共団体補助金収入											
(何)											
資産売却収入											
施設売却収入											
設備売却収入											
有価証券売却収入											
(何)											
付随事業・収益事業収入											
補助活動収入											
附属事業収入											
受託事業収入											
収益事業収入											
(何)											

受取利息・配当金収入									
第3号基本金引当特定資産運用収入									
その他の受取利息・配当金収入									
雑収入									
施設設備利用料収入									
廃品売却収入									
(何)									
借入金等収入									
長期借入金収入									
短期借入金収入									
学校債収入									
計									

支 出 の 部

(単位 円)

科 目	部 門	学校法人	(何)大学		(何)幼稚園	研究所	(何)病院		総額
			(何)学部	計					
人件費支出									
教員人件費支出									
職員人件費支出									
役員報酬支出									
退職金支出									
(何)									
教育研究経費支出									
消耗品費支出									
光熱水費支出									
旅費交通費支出									
奨学費支出									
(何)									
管理経費支出									
消耗品費支出									
光熱水費支出									
旅費交通費支出									
(何)									
借入金等利息支出									
借入金利息支出									
学校債利息支出									

第三号様式（第5条関係）

人 件 費 支 出 内 訳 表

年 月 日から

年 月 日まで

（単位 円）

科 目	部 門	学校 法人	(何)大学		(何)幼稚園	研究 所	(何)病院	総額
			(何)学部	計				
教員人件費支出								
本務教員								
本俸								
期末手当								
その他の手当								
所定福利費								
(何)								
兼務教員								
職員人件費支出								
本務職員								
本俸								
期末手当								
その他の手当								
所定福利費								
(何)								
兼務職員								
役員報酬支出								
退職金支出								
教 員								
職 員								
(何)								
計								

- (注) 1 学校法人が現に有している部門のみを掲げる様式によるものとする。
 2 どの部門の支出であるか明らかなでない人件費支出は、教員数又は職員数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配付する。